

市の行事に参加して ポイントをためよう！

いちほ

#あなたの活躍応援します

ポイントをためると
商品券と交換
できるよ！



いちほらポイント制度



1
参加

ボランティアや講座、イベントなど、ポイントの対象事業は色々あります。



2
ためる

参加するごとに
スタンプがもらえます。



3
交換

貯まったポイントを
商品券に！



カードは対象事業に初めて参加するか運営に無償で協力した時にお渡しします。

いちほの対象事業は70以上!!

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業によって延期または中止の場合があります。詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

対象事業例	開催時期	担当課・問合せ先	
高齢者の「通いの場」	通年	高齢者支援課	☎(23) 9814
スポーツボランティア	通年	スポーツ振興課	☎(23) 9851
菜の花プレーヤーズ	通年	芸術祭推進課	☎(50) 1160
読書ボランティア	通年	中央図書館	☎(23) 4946
手話奉仕員育成講座(前期・後期)	通年	障がい者支援課	☎(23) 9815
普通救命講習	月2回	警防救急課	☎(22) 8117
消費生活講座	年間5回	消費生活センター	☎(21) 0844
いちほら環境フェスタ	9月26日	環境管理課	☎(23) 9867
いちほら健倍フェスタ	10月18日	保健センター	☎(23) 1187

ポイントの交換について

- ①スタンプが20個たまったら、下記事務局かお近くの支所の窓口又は郵送にて商品券と交換します。※郵送及び支所で受け付けた場合は、後日郵送でお届けします。
- ②窓口で交換を希望する場合は、ご本人であることが確認できる書類を持参してください。(免許証や保険証、自宅に届いた郵便物等)
- ③ポイントの有効期限は、最後のスタンプの日付から1年間です。

ご利用上の注意

- ①いちほらポイントカードは、カード内側に記名した本人のみ有効です。他の方への貸与、譲渡はできません。
- ②ポイントは、市が指定した事業に参加・活動した場合に限り、得ることができます。
- ③カードを紛失した場合、ポイントの復活や商品券との交換ができません。
- ④偽造などの不正使用が明らかになった場合、カードは無効となります。
- ⑤ポイントの合算は、商品券との交換時のみ受け付けます。

令和2年4月から受付窓口が変更になりました。

交換窓口
郵送先
問合せ先

いちほらポイント制度事務局(地域連携推進室)
〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1 市原市役所
☎0436(23) 9998 ✉ ichipo@city.ichihara.lg.jp

